【 水産林務部所管分 】

平成30年水産林務委員会開催状況

開催年月日 平成30年12月12日(水) 質 問 者 民主・道民連合 高橋 亨 委員 答 弁 者 水産林務部長、水産局長 企画調整担当課長、漁業管理課長

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

一 漁業法の改正について

(一) 関係者への説明について

1 フォーラムについて

ただいま、漁業法について説明がございましたので、何点か質問させていただきたいと思います。

今回の臨時国会で先般可決・成立した漁業法は、今後政省令で示されてくると考えていますが、漁業法の改正に関しては、全国の漁業に関わる方々から非常に心配の声があり、11月に東京で緊急フォーラムが開かれたわけですが、その緊急フォーラムでどのようなやりとりがなされたのかお伺いいたします。

2 これまでの説明状況について

そのような心配の声が出されたということでありますし、フォーラムでは紛糾する場面もあったと聞いております。これも浜にとっては大事な話でございますので、きちんと説明をしていってほしいと思います。先ほど3回ほど説明があったとのことでしたが、どのような方を対象にして、どのような内容について説明がされたのか伺います。

3 説明会での意見について

6月、7月、10月に説明会を開催したという、 ことでありますが、これは漁協代表者の方々クタ 結局は専務理事などを対象としてチャーを が、これでありませた方々の まったが一番の理解がでいることがでいることができます。 それぞれの漁協のではありません。の皆したがはつまびらかにはありません。の皆したがではありません。 ら、ことがでいるが、はありません。の皆したがはいたがはのにはがありません。 に話をすると、たかはいたかには話しているかにはがいような状況であります。 そのため、私たちに、 かながっているのか、問題が多いのになぜ

〇 野村企画調整担当課長

フォーラムでの意見等についてでありますが、 全国沿岸漁民連絡協議会が、漁業関係者や大学教 授など参加のもと、「全国沿岸漁民フォーラム」 を開催したことは報道等により承知しているとこ ろでございます。

なお、フォーラムの内容につきましては、今般の漁業法等の改正法案に関して、漁業関係者への丁寧な説明を求める意見や都道府県が企業参入を優先させ、漁業者が操業できなくなる可能性があるとの意見のほか、法案の成立を急がないでほしいという要請があったと承知しております。

道としては、これまでも国に対して、漁業関係者に対する丁寧な説明を求めてきたところであり、今後、改正法の具体的取扱に関する政省令の策定に向け、引き続き丁寧な説明を求め、漁業者が将来にわたり安心して漁業を営めるよう取り組んでまいる考えであります。

〇 野村企画調整担当課長

道内関係者を対象とした説明会についてでありますが、本年6月以降、全国各地におきまして、水産庁や漁業団体が主催する説明会が漁業者や漁協関係者などを対象に開催されているところであります。

道内におきましては、水産庁の主催により6月25日に、漁業団体の主催により7月26日と10月11日の計3回、札幌市において開催されたましたほか、各地区の漁協代表者への説明も行われたところであります。

〇 野村企画調整担当課長

説明会における意見についてでありますが、漁業法に関連して、TAC対象魚種が拡大され特定の魚種が漁獲枠を超過した場合に、休漁を余儀なくされるケースや、資源状態が悪化した魚種の漁獲枠が低く設定されることによる経営への影響に対する懸念、また、沖合漁船の大型化を不安視する意見や、「漁場を適切かつ有効に活用」の考え方に対する疑問、漁業権付与の優先順位の廃止に対する懸念のほか、海区委員の公選制の廃止により、地域の実情が反映されないのではないかといった意見があったところであります。

一方、水産業協同組合法につきましては、新た な役員要件とされる販売のプロの定義や選出方法 質 問 要 旨

そのままにしておくのかという声が聞こえます。 従って、そういう声にどう対応するか、きめ細 やかに対応していかなくてはならないと思いま すが、少なくとも代表理事のような代表者の方 々が出ていますので、そのような方々からどの ような意見が出されたのかお伺いします。 に対する質問、公認会計士監査の導入に伴う負担 増への支援や十分な猶予期間を求める意見が出さ れたところであります。

弁

3 説明会での意見について【再質問】

結局それらは、11月に開催されたフォーラムの意見とほぼ重なるわけです。フォーキンに集まなるわけです。されていることは、道内の代表者にあると、であるといるも同じ懸者にすると、そのいるというないではないです。と頭の中で膨らんけでは想なってもらに個別の形がだけにいるのうとなったがあります。そこの説明ではいいき、そこに関わるがですが、そこに関わるがではないなければなります。ともと説明をしては近いのはいるというのが、見解を伺います。

ぜひ、全ての漁協で浜の方に集まっていただき、理解を得ていく努力をしていただくとともに、その中で様々な懸念が出てくると思いますが、これから政省令が出されていくときに道としてどう対応していくのかが、求められていると思います。

(二) 漁業資源の減少について 1 漁獲量の推移について

国は法改正にかかわり、資源の減少を言われていますが、近年の日本全体の漁獲量の推移について教えていただきたいと思います。

2 他国の漁獲量の推移について

今、日本の数字をお聞きしましたが、他国についてはいかがでしょうか。

〇 水産局長

ただいまの質問でございますが、浜への細かい説明については、道漁連とも協議を進めているところであり、このことについて国と協議をしながら実施してまいりたいと考えております。

〇 野村企画調整担当課長

日本の漁獲量の推移についてでありますが、 日本の漁業生産は、昭和59年に1,282万トンを記録しましたが、その後は減少し、平成28年は436万トンとなっており、国では、 海洋環境の変動の影響を受けマイワシの減少が 主な要因と考えているところであります。

〇 野村企画調整担当課長

主要国の漁獲量の推移についてでありますが、 国の水産白書によりますと、世界の漁業・養殖業の生産量は平成12年に1億3,639万トンであったものに対し、28年には2億224万トンと増加しており、漁船漁業の生産がほぼ横ばいに対して、養殖業の生産が大幅に増加しているところであります。

国・地域別の漁船漁業の生産量は、アメリカでは、12年の476万トンが28年には493万トン、ノルウェーでは、289万トンが220万トンと、ほぼ横ばいの一方で、EUでは、705万トンが544万トンに減少しているところであります。

質 問 要 旨

あまり減少していないと12年の資料にあるようですが、先般参議院の農林水産委員会で参考人招致があって、その中で東大の先生が、近年の世界的な漁獲量の減少について述べていて、減っているのは日本だけではなくて、例えばピーク時の2割台、イタリアもピークの7割台と世界的に減っている中で、中国だけがと割台と世界的に減っている中で、中国は様々な手法で相手の日地ということが表すが、世界的には減っているということがあります。

3 TAC管理について

日本だけが資源量が減少しているわけではないわけでございまして、MSYについて考えていきますと前年の資源量、親の量ですよね、これにかかってくる話が非常に大きくて、親子関係がこの資源量に出てくるわけですけども、それを考えますとノルウェーではTACについて懐疑的になってきていると言うことでございます

北海道の場合は、スケソのTACがありますけども、これも当初の資源量、これを漁を始めてみて、浜の獲っている方々の意見を聞いて中期改訂をしているわけでございます。と言うことは、当初のTAC資源量が当たっているという状況ではないわけでございまして、このTACのあり方について浜の方ではいかがなものかなと言っているところもあります。

道はこのTACについてどうお考えかお聞きします。

4 資源量の変動要因について

海は必ずしもひとつの要因だけではなくて、 例えば近年ですと、海水温の上昇が漁にもかな り影響しているというのもあります。

ある学説ですと鯨が食べる量が非常に多い、 それが人間が獲る量と匹敵すると言う話もあり ます、その説に反対の説もあります。

海のなかでは、卵から含めて食物連鎖がある。 卵を食べる魚、その魚を食べる小さな魚、中型、 大型、そう言うものも大きな要因になっている ということがあるわけで、必ずしも漁獲だけが その要因ではないんですけども、それについて の見解をお伺いします。

〇 矢本漁業管理課長

答

弁

TAC管理についてでありますがTACの導入により、漁獲量が制限されることから、資源の回復と持続的な利用が期待される一方、多種多様な魚種を様々な漁法で漁獲する本道の沿岸漁業におきましては、特定の魚種が漁獲枠を超過した場合、休漁を余儀なくされるケースも懸念されるところでございます。

要

旨

このため、道としては、新たな魚種のTAC管理に当たっては、本道沿岸漁業の実態を十分検討したうえで、導入することが重要と考えております。

〇 矢本漁業管理課長

資源管理の取組についてでありますが、漁獲数量を規制するTAC管理は、過剰な漁獲を抑制し、資源を持続的に利用するために有効な手段というふうに考えておりますが、環境要因による加入量の変動によって、資源量自体も不安定にならざるを得ない面も有しているところでございます。

このため、道といたしましては、最新の科学的知見に基づく精度の高い資源評価によるTAC管理に加えまして、これまで漁業者が取り組んで参りました操業日数や漁具数などの漁獲努力量の制限や産卵親魚の保護などの自主的な規制を組み合わせ、より適切な資源管理に取り組んでまいる考えでございます。

(三) 実効性のある管理について

資源管理についてお聞きしましたけれども、 科学的なデータの蓄積もありますけども、浜に とっては長年蓄積されてきた感覚が非常に大事 なんですよね。

そして今年はどうなのか、このようなことなら今年はどうなるだろうと言うことは浜の感覚で解るわけです。

そして先ほど申し上げましたように、TACによって漁獲量が減らされていくIQですけども、これについても農業と違って畑で種を撒いてそれを収穫するのではなくて、海の中で回遊をしている魚を獲る。昨日来た魚が今日来るとは限らない、従って漁師と言うのは、いま目の前にある魚を獲ろう、明日は獲られないかも知らないからと言うことなんです。

これはTACの関係で言いますと、中期改訂の問題もありますけども、ちょっと獲りすぎた、ならば来年は総量を減らしますよということになる、しかし来年は獲れるかどうか解らないわけですよね、来年になってみないと解らない、来年は獲れなかった、そうなると再来年はその分積み上げてあげますよという話にはならないわけですよね。

スケソの話をしましたけれども、あれは5年 魚で成魚になっていく、そして3年くらいでタ ラコをとれるようになっていく、漁師は5年サ イクルと言うことを頭の中に入れながらやって いく、そうすると獲れる魚が獲れない現実的に。 資源量の問題があって現実的に獲れないという ことになっていく、そうすると浜としては非常 に不安になっていくわけですよね。以前私ども も農業の所得保障のこともやらさせて頂きまし たけれども、その時にですね漁業の所得保障も 必要なんだろう、こういう資源量の関係も含め ましてですね、しかし今はそう言う状況ではな いのでございますけども、いずれにしても、海 の中のものは水物なんです、その水物を管理す ることになるわけですけども、実効性のある管 理が浜の方と調整しながら出来ていくのか、そ のことについてどのようにお考えかお聞きしま す。

魚種についてはTACで8種類、これを順次 増やしていくようになるわけですけども、どう いう形になっていくのか見えない、解らないで すよ、ですから今お話にあったように必ずしも 詳細について把握しているわけではないですか ら、丁寧な対応をやって頂きたいと思います。

〇 矢本漁業管理課長

実効性のある管理についてでございますが、道 内の沿岸漁業は、漁船の隻数も多く、多種多様な 魚種を様々な漁法で水揚げしている実態にござい ます。漁獲量を迅速に把握する体制が十分整って いないことと言うことから、現時点では、課題が 多いと現時点では認識しております。

このため、沿岸漁業におけます I Q制度の導入に当たりましては、漁業実態や漁業関係者の意見を踏まえ、必要な準備が整った漁業に限って、順次導入するなど、慎重に対応していく必要があると考えてございます。

(四) 企業の新規参入について

先ほど説明がありました、新たな民間の開放の関係です。言われましたとおり、適切かつというふうにして漁場を管理していとったとったとってされておりました。適切とはどういうことなんだ、有効とはどういうことなんだ、それらについておりますけれども、それらについてように、この件は適切に判断していくんだ、と言うなんですが、道においては、この適切かつおりないうのをどのように定義付けするのか、お聞きします。

それぞれの海域によって特徴があるものですから、それぞれにおいて適切かつ有効ということに若干のズレというのも出てくるのであろうと思います。あまり国の方の定義付けではなくて、まさしくですね、きめ細やかな海区ごとにある漁場の問題も含めてですね、どれが適切で、どれが有効なのかということをきちっとですね、道が相談しながらきちっと対応していただきたいと思います。

(四) 企業の新規参入について【再質問】

さて、民間への開放の問題ではですね、3. 11の東日本大震災があった後に、三陸であっ たんですけど、水産特区というのが推進されよ うとしてました。これは浜の猛反対があったわ けでございますけど、これは漁業法の政治的な 取り組みというふうにされておりましたけれど も、進出した民間業者の方々は延長のみならず 対応しました。この水産特区に吸い込まれまし た交付金は半端なものではないのですけれども、 この効果が現れていないとのことでございます。 このモデル地区、これは三陸だけの問題なのか、 民間の参入が失敗した例というのは。ほとんど のことにかなり影響があるものだろうと私は疑 問に思うわけでございますけれども、漁業権の ですね、開放というのはですね、単に国内の企 業に限るというわけではないわけで、国内企業 の衣を着た国外企業が入ってくることも考えら れるわけですね、このグローバルな時代ですか ら。そのようなことを考えますとですね、これ は、まあ、安全保障上の問題に発展する恐れあ る、と繋がっていくことでございまして、資本 の論理だけでですね、海を開放することについ 見解をお聞きしたいと思います。

〇 遠藤水産局長

適切かつ有効についてでございますが、国では 「適切かつ有効」に活用している場合とは、漁場 の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行 い、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるよ うに漁場を活用している状況と考えているという ふうに承知してございます。

具体的には、個々の事案ごとに、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断するということになりますが、都道府県によっては判断基準が大きく異なることがないよう、国は技術的助言を定め、「適切かつ有効」の考え方を示すとしているところでございます。

道内の漁業権漁場におきましては、資源保護を 目的とした禁漁区の設定や航路確保のために、海 面の一部を制限している事例はございますが、こ れらは、資源管理や円滑な操業に資するために、 合理的な理由に基づき行われているということか ら、道としては、漁場は適切かつ有効に活用され ているというふうに考えてございます。

〇 遠藤水産局長

養殖業への企業参入についてでありますが、今般の改正では、都道府県が定置漁業権や区画漁業権を免許する際に、現在、法で定めている優先順位を廃止し、これに代えて、漁場を適切かつ有効に活用している場合は、既存の漁業権者が優先され、それ以外の場合は、都道府県が地域の発展に最も寄与する者に免許を行うことが明記され、企業の新規参入も可能となる規定が盛り込まれました。

本道においては、漁協を中心とした漁場の利用 調整のもとで、漁場は適切かつ有効に活用されて おりますことから、現時点では、既存の漁場にお ける、新規参入は見込まれていないところでござ います。

なお、新たな漁業権の設定に際しましては、漁 業調整上の支障がないことが法律上の要件となっ ておりますことから、法改正後に企業が参入する 場合にあっても、既存漁業者や地元漁協との調整 を踏まえ、適切に対応してまいる考えでございま す。

今のところは、まあ参入は見込まれていない だろうということでございます。もう養殖とい うのは、ある程度飽和状態になってきているん だろうと思います。クロマグロの畜養から始ま ってですね、ブリやマダイ、ヒラメ、さらには 放流も含めますとマツカワですとか、カキです とか、様々なものが海のもので養殖ないし放流、 畜養がされて状況でございますから、一定程度 もう飽和状態になっているいるんだろうと思っ てます。そうなってくると、参入する側はもっ ともっと、ってことを狙ってくるわけですね。 様々なことがあるでしょう。例えば、養殖なん かで海の中でやるとすれば、そこに化学物質の 方の餌も撒かれることもある。そういうような ことで浜はですね、海の中がまた荒れてしまう という状況があるというふうに思うわけでござ いまして、これはもう、浜の方はですね、今自 分たちで作り上げてきた、70年間で作り上げ てきた浜のやり方なんだ、その中には、浜は地 続きで、沖合は入会だとういことになってるわ けですね。そういうようなことを意欲を持って 浜で生きてきた、ということなんで、そのよう なこともですね、十分配慮しながら、これから どうなっていくか分からないわけですから、と りわけ日本海側の方は磯焼けしていて、なかな か沿岸の魚が獲れない状況になってきていて、 どういう対応をしているかというと、ナマコで すとかアワビですとか、いろんなことで養殖を やっている。そういうことでですね、参入が出 てくる確率は非常に高いんだろうと私自身は思 っているわけで、そうことも含めてですね、注 視をして対応をきっちとしていただきたいと思 います。

(五) 海区漁業調整委員会

1 海区委員の選任方法の見直しについて

海区の漁業調整委員会の選出でございますけど、今度はですね、公選制から知事が任命するということになるわけでございまして、これまでですね、道内にある10ある海区漁業調整委員、委員会で何か問題があったのかですね、これについて、ご見解を伺います。

2 海区委員の選任について

今のお話を聞いて、選挙がなかなか行われていないと、ある意味それは漁業者の代表の方々が出てそれでずっと調整をしてきている、そのことに、溝がない状況ということ、それで選

〇 矢本漁業管理課長

海区漁業調整委員の公選制廃止についてでございますが、国では、現行制度における海区漁業調整委員の選出方法について、半数以上を占める漁業者委員の公選制に関し、全国的には平成28年度における投票実施率が1割程度となっているとや、過去20年間で一度も投票が実施されているとや、過去20年間で一度も投票が実施されているい海区が半数以上となっており、本道においても平成28年度は選挙が実施されていないとこが、本道のことから国は、委員会が漁業者を主体とする組織の性格や機能を維持した上で、実態に即した選出方法に改めることを知してございます。

〇 矢本漁業管理課長

海区委員の選任方法などについてでありますが、国は、今般の見直しにより、海区漁業調整委員会が、適切に漁業調整機関としての役割を果たすことができるよう、漁業者を中心とする組織・

挙になってという状況と思うんです。それはですね、結局浜の思いだと感じるんです。今度は知事が選任することになるわけでござますけれども、具体的にどのような選出方法になっていくのかということですけど、その中できっちっと浜の声が反映される海区調整委員会になっていくのかどうなのか、どのようにお考えかお聞

(六) 今後の対応について

きします。

最後になりますが、今回の法改正につきまし ては、競争力を高め、生産性を高めることがね らいですが、消費が伴わなければ所得は上がり ません。生産性を高めていっても値段が安くな ってしまい、消費につながっていくことにはな らなりません。逆にいうと、量が少ないと希少 価値が高まって、価格が上がっていくこともあ ります。今、函館のイカは獲れませんが、1尾1, 000円以上します。この状況がいいか悪いかは別 としてですが、海の幸がふんだんに食卓に上る ことが望ましいと思います。生産性を高めるこ とで値段が下がることもありますが、所得には 結びつくようにしていかなくはなりません。い ずれにしても、法案が通り、これから政省令の 検討に入っていくということでございます。こ れから浜での話合いの場が充分できてくるとの ことでありますので、それらを踏まえ、水産王 国である北海道漁業が良い方向に向かえるよう な取り組みを行っていっていただきたいと思い ますので、それについての見解を伺います。

機能を残しつつ、地域の実情に柔軟に対応できるよう、公選制から知事の選任制に見直すこととしております。

具体的な選任方法としては、漁業者委員が過半数を占めること、知事は選任にあたり、漁業者や漁業者団体からの推薦・募集を行い、その情報を公表するとともに、その結果を尊重することに加え、都道府県議会の同意を得る仕組みとしているところでございます。

道といたしましては、委員の選任に際し、これらの手続きに従い、地域の漁業者の意見を十分反映させ、公平性、透明性を確保することにより、今後とも、海区委員会が独立した行政委員会としての機能や役割が適切に果たされるものというふうに考えてございます。

〇水産林務部長

今後の道としての対応についてでありますが、 今回の法改正では、既存の漁業者が漁場を「適 切かつ有効」に活用している場合は、優先して 免許を付与し、それ以外の場合は、「地域の水産 業の発展に最も寄与すると認められる者」に付 与するとされたところでございます。

本道においては、永年にわたり漁協を中心とした利用調整により、漁場が有効に活用されていることから、今後も現行の管理体制が維持されるものと考えており、現時点では大きな影響は生じないものと考えております。

道としては、引き続き、漁協が中心的な役割を担い、漁場の円滑な利用調整や資源の保護・管理に加えて、委員からもご指摘のありました消費拡大や付加価値向上対策などに取り組むとともに、漁業者が安心して漁業を続けているよう、資源管理の取り組みによる漁業者の一時的な収入減に対する支援などの国の制度も活用しながら、資源と経営のバランスを図って、本道沿岸漁業の振興に努めてまいる考えでございます。